

地方独立行政法人埼玉県立病院機構 業務委託低入札価格調査制度実施要領

（目的）

第1条 この要領は、地方独立行政法人埼玉県立病院機構が発注する埼玉県物品等競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録された者を入札の対象とする業務委託（ただし、名簿の物品の販売、物品の賃貸又は印刷の請負に登録された者を入札の対象とする場合は、物品調達、物品の賃貸又は印刷業務を含まない業務委託とする。）の契約（以下「建設工事に係る業務以外の業務委託」という。）に係る入札について、低入札価格調査における落札者（地方独立行政法人埼玉県立病院機構一般競争入札（事後審査型）執行要綱における落札候補者を含む。以下同じ。）を決定するために必要な事項を定め、もって品質の低下を未然に防止し、適正な履行の確保を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 低入札価格調査 地方独立行政法人埼玉県立病院機構契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第9条第1項（契約事務取扱規程第18条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」か否か、又は契約事務取扱規程第10条第2項（契約事務取扱規程第18条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、「落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」か否かを判断するために実施する調査をいう。
- 二 調査基準価格 低入札価格調査を実施する基準となる価格をいう。
- 三 失格基準価格 第一号に掲げる契約事務取扱規程の規定による「契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」と判断する基準となる価格をいう。
- 四 低入札価格調査対象者 調査基準価格を下回る価格をもって入札をした者をいう。
- 五 低価格入札者 低入札価格調査対象者のうち、第9条に該当しない者をいう。ただし、総合評価方式による入札においては、低価格入札者のうち適用する落札者決定基準等による失格判断に該当しない者をいう。
- 六 第1順位者 低価格入札者のうち最低価格入札者をいう。ただし、総合評価方式による入札においては、評価値が最も高い者をいう。
- 七 失格 第一号に掲げる契約事務取扱規程の規定により落札者としなないことをいう。
- 八 決裁権者 地方独立行政法人埼玉県立病院機構会計実施規程別表第4の決裁区分による決裁権者をいう。
- 九 資格審査委員会 業者選定委員会等をいう。

- 十 理事長等 理事長又は発注機関の長をいう。
- 十一 競争入札 一般競争入札及び指名競争入札をいう。
- 十二 上限値 第4条第1項第一号のただし書及び同条第二号における10分の9.2又は10分の9をいう。
- 十三 下限値 第4条第1項第一号のただし書及び同条第二号における10分の7.5又は3分の2をいう。
- 十四 請負 民法第632条に規定する請負をいう。
- 十五 工事系業務 雑草刈払いや樹木伐採等、積算体系を工事とする業務委託をいう。
- 十六 建物管理業務 建築物等の定期点検、臨時点検、日常点検、保守、運転・監視、清掃、執務環境測定等及び警備並びに廃棄物処理に関する業務をいう。
- 十七 特別なもの 決裁権者が予定価格算出に当たり、第4条第一号の別表1により計上することが困難と認めた業務をいう。

(対象となる入札)

第3条 低入札価格調査制度の対象は、請負に区分される建設工事に係る業務以外の業務委託のうち、次の各号に定める競争入札とする。ただし、この要領とは別に定めた低入札価格調査制度実施要領等により行うものを除く。

- 一 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定の政府調達に関する規定の適用を受ける入札
- 二 総合評価方式による入札

(調査基準価格の設定)

第4条 調査基準価格は、次の各号により定めるものとする。

- 一 別表1に掲げるそれぞれの業種区分ごとに、予定価格算出の基礎となった同表に掲げる①から④の合計額に100分の110を乗じた額とする。
ただし、工事系業務及び建物管理業務は、その額が予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、10分の9.2を乗じた額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じた額とし、工事系業務及び建物管理業務に該当しない業務は、その額が予定価格に10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては、10分の9を乗じた額とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては3分の2を乗じた額とする。
- 二 特別なものの場合は、工事系業務及び建物管理業務については、予定価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で、工事系業務及び建物管理業務に該当しない業務については、予定価格に3分の2から10分の9までの範囲内で決裁権者が定める値を乗じた額とする。
- 三 算出に当たっては、第一号の①から④の額を合計した段階で千円未満の端数は切り捨て、端数整理後の額に100分の110を乗じることとする。
また、第一号のただし書及び第二号の特別なものについては、予定価格の税抜きで計算を行うものとし、千円未満の端数を切り捨て、端数整理後

の額に100分の110を乗じた額とする。ただし、下限値を使う場合、又は端数整理後の額が予定価格の税抜きに下限値を乗じた額を下回る場合は、千円未満の端数を切り上げ、端数整理後の額に100分の110を乗じた額とする。

(失格基準価格の設定)

第5条 失格基準価格は、次の各号により定めるものとする。

- 一 予定価格算出の基礎となった別表2に掲げる①から④の合計額に100分の110を乗じた額とする。ただし、工事系業務及び建物管理業務については、その額が予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は予定価格に10分の7.5を乗じた額とし、土木系コンサルタント業務は、その額が予定価格に10分の6.5を乗じて得た額に満たない場合は予定価格に10分の6.5を乗じた額とする。また、第4条第1項第一号の規定により調査基準価格を定めた業務であって別表2を適用できない場合は予定価格に10分の6.5を乗じた額とする。
 - 二 第4条第1項第一号のただし書の規定により調査基準価格を定めた場合は、その上限値又は下限値の額を調査基準価格の算出式により求めた額に対する失格基準価格の算定式により求めた額の割合（小数点以下第3位を四捨五入）で按分して求めた額に100分の110を乗じた額とする。ただし、工事系業務及び建物管理業務は、その額が予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じた額とし、工事系業務及び建物管理業務に該当しない業務は、その額が予定価格に10分の6.5を乗じて得た額に満たない場合は予定価格に10分の6.5を乗じた額とする。また、別表2を適用できない場合は予定価格に10分の6.5を乗じた額とする。
 - 三 第4条第1項第二号の規定により調査基準価格を定めた場合は、第一号及び第二号にかかわらず、調査基準価格を下回る範囲で、決裁権者が定める額とする。
 - 四 算出に当たっては、別表2に掲げる①から④の額を合計した段階で千円未満の端数は切り捨て、端数整理後の額に100分の110を乗じることとする。
また、第一号のただし書の規定については、予定価格の税抜きで計算を行うものとし、千円未満の端数を切り上げ、端数整理後の額に100分の110を乗じた額とする。
 - 五 第二号による算出に当たっては、それぞれ税抜きの千円未満の端数を切り捨てた額で割合を算出し、按分して求めた額の千円未満の端数は切り捨て、端数整理後の額に100分の110を乗じることとする。
また、第二号のただし書の規定による場合は、予定価格の税抜きで計算を行うものとし、千円未満の端数を切り上げ、端数整理後の額に100分の110を乗じた額とする。
- 2 第1項の規定は、決裁権者が失格基準価格を設けることが適当でないと判断するものについては設けないことができる。

(予定価格調書への調査基準価格の記載)

第6条 予定価格調書には、予定価格及び入札書比較価格のほかに、調査基準価格を記載するとともに、当該調査基準価格に110分の100を乗じて得た金額を記載するものとする。

2 予定価格調書には、第1項に定める調査基準価格のほかに、失格基準価格についても調査基準価格と同様に記載するものとする。ただし、第5条第2項の規定により、失格基準価格を設けない場合は、この限りではない。

(入札参加者への周知)

第7条 入札の執行に当たっては、入札公告又は入札説明書に次の各号に定める事項を記載するものとする。

- 一 調査基準価格が設定されていること。
- 二 失格基準価格の設定があること又はないこと。
- 三 失格基準価格を下回る価格をもって入札を行った者は、失格となること。
- 四 低入札価格調査対象者は、低入札価格調査を実施した上で、落札者とするか否かを決定すること。
- 五 低価格入札者は、低入札価格調査に協力しなければならないこと。
- 六 低入札価格調査に応じないとき、又は求められた資料を指定された期日までに提出しないときは、契約締結の意思がないものとみなされ失格となること。
- 七 落札者の決定方法に関すること。

(落札者決定の保留)

第8条 入札の結果、低入札価格調査対象者があるときは、落札者の決定を保留する。

(失格基準価格による判定)

第9条 低入札価格調査対象者のうち、第5条で定めた失格基準価格を下回る価格をもって入札をした者は、失格とする。

(低価格入札者に対する調査)

第10条 発注機関の長は、第1順位者のほか、複数の低価格入札者がいる場合においては、調査基準価格との乖離の状況や総合評価方式における評価値を勘案して、次順位者以降、複数の低価格入札者に対し調査を並行して実施できるものとする。

(低価格入札者に対する調査の実施)

第11条 発注機関の長は、低価格入札者に対し、次の各号に定める事項について、確認するための調査を実施するものとする。ただし、当該調査事項の全てについて調査を行うことが困難とする事情があるときは、一部についてのみ調査を行うことができる。

- 一 入札金額の決定理由
 - 二 入札金額見積内訳書の内容
 - 三 配置予定技術者の具体的体制及びその経歴
 - 四 現在の受託業務の状況及び配置予定の技術者の状況
 - 五 過去に受注した類似業務の状況
 - 六 再委託代金の支払状況
 - 七 その他必要な事項
- 2 発注機関の長は、低価格入札者等に係る前項の内容について、低入札価格調査票（別添様式）を作成するものとする。
 - 3 低価格入札者に対する調査の実施については、低価格入札者に対する調査実施を通知した日の翌日から起算して5日以内とする。ただし、土曜、日曜、祝日等は含まないものとする。
 - 4 発注機関の長は、調査の結果について、当該競争入札の審査を所掌する資格審査委員会に係る理事長等に報告するものとする。

（低価格入札者に対する調査の期間）

第12条 低価格入札者に対する調査の実施に当たっては、原則として前条第3項の通知日の翌日から起算して14日以内に低価格入札者を落札者とするか否かを決定し通知するものとする。ただし、土曜、日曜、祝日等は含まないものとする。

（低価格入札者を失格とするか否かの決定）

- 第13条 理事長等は、第11条の低入札価格調査に係る報告を受けたときは、その結果について当該競争入札の審査を所掌する資格審査委員会に諮り、失格とするか否かを決定し、その旨を発注機関の長に通知するものとする。ただし、低価格入札者が第7条第1項第6号に該当の場合は、資格審査委員会に諮らず、失格とする。
- 2 第1項の決定は、第1順位者から順次行い、失格としない決定をした場合は、以下の順位者の決定は行わないことができる。

（相手方への通知）

第14条 第13条第1項により失格とした場合（ただし書による場合を除く。）、発注機関の長は、失格とした者に落札者とならない旨を文書により通知するものとする。

（調査結果の報告）

第15条 発注機関の長は、第13条の資格審査委員会の結果について理事長から報告を求められたときは、第11条第2項の低入札価格調査票を添えて報告するものとする。

（要領の公表）

第16条 この要領は、公表するものとする。

附 則

- 1 この要領は、本部医事・契約・訟務担当が所管する。
- 2 この要領は、令和 7 年10月14日から施行する。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和 7 年10月13日までに入札公告等したものについては、なお従前の例による。

別表 1 (第 4 条第 1 項第一号関連)

業種区分		①	②	③	④
工事系業務		直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額	現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
建物管理業務		直接人件費の額に10分の9.7を乗じて得た額	直接物品費の額に10分の9.7を乗じて得た額	業務管理費の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
測定業務		直接人件費の額	調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	
		直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	
調査業務		直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
		直接人件費の額	調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	
コンサルタント業務	建築系	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
	土木系	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
		直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
	補償系	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
		直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

※工事系業務とは、雑草刈払いや樹木伐採等、積算体系を工事とする業務委託をいう。

※建物管理業務とは、建築物等の定期点検、臨時点検、日常点検、保守、運転・監視、清掃、執務環境測定等及び警備並びに廃棄物処理に関する業務委託をいう。

※測定業務とは、環境計量業務等、計量数値を得ることを目的とした業務をいう。

※「測定業務」、「調査業務」及び「コンサルタント系業務」においては、該当する積算基準書等の体系により、適切な段を使用する。

注 1 上記①から④は、円未満を切り捨てた額とする。

注 2 複数の業種を一括して発注する場合の第 4 条第 1 号の「合計額」は、それぞれの業務の業種区分の上記①から④を一括合計した金額とする。

別表 2（第 5 条第 1 項第一号関連）

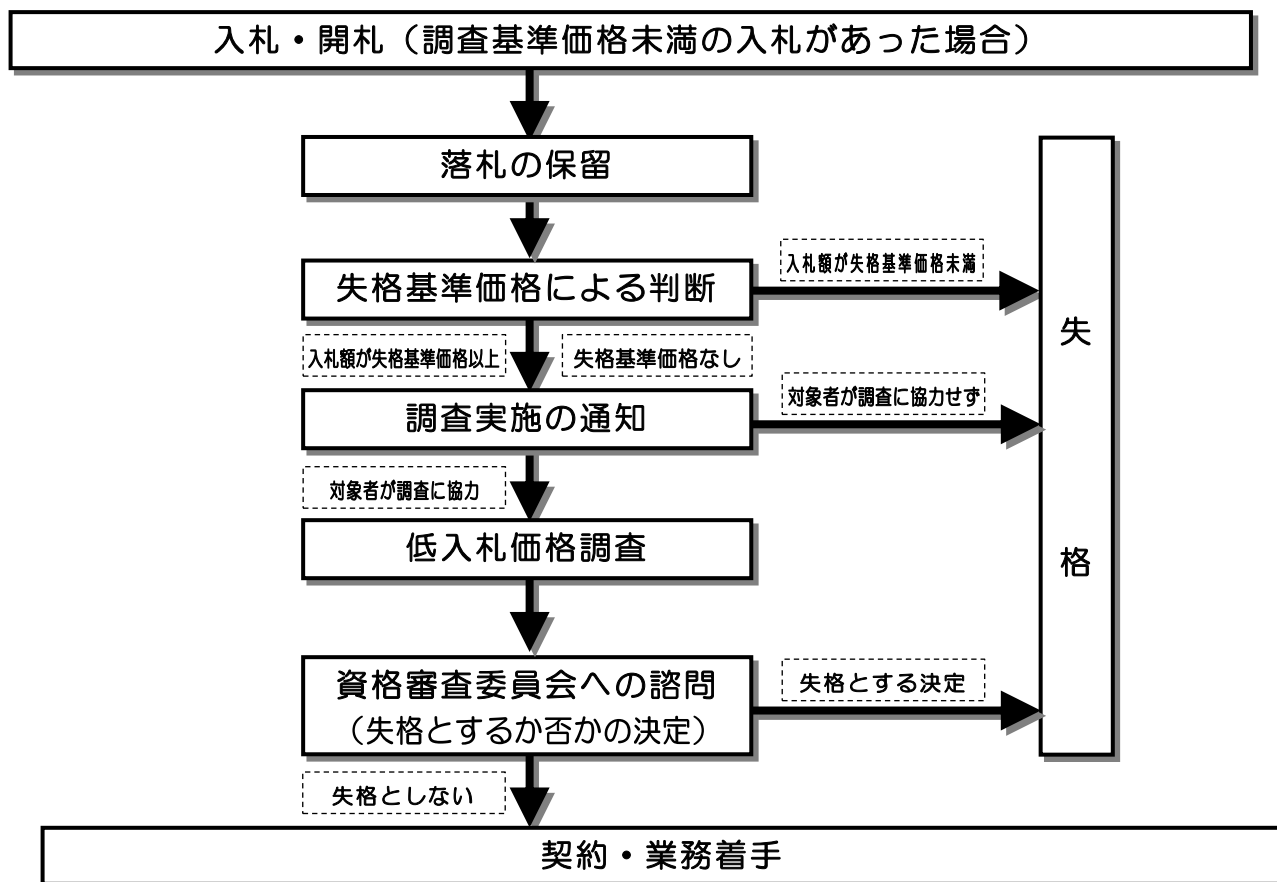
業種区分	①	②	③	④
工事系業務	直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額	共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額	現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額
建物管理業務	直接人件費の額に10分の9を乗じて得た額	直接物品費の額に10分の9を乗じて得た額	業務管理費の額に10分の8を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額
土木系コンサルタント業務	直接人件費の額に10分の9を乗じて得た額	直接経費の額に10分の9を乗じて得た額	その他原価の額に10分の8.5を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の3を乗じて得た額

※工事系業務とは、雑草刈払いや樹木伐採等、積算体系を工事とする業務委託をいう。

※建物管理業務とは、建築物等の定期点検、臨時点検、日常点検、保守、運転・監視、清掃、執務環境測定等及び警備並びに廃棄物処理に関する業務委託をいう。

注 1 上記①から④は、円未満を切り捨てた額とする。

低入札価格調査の実施フロー



第 号
令和 年 月 日

様

発注機関の長

低価格入札者に対する調査の実施について（通知）

下記のとおり低価格入札者に対する調査を実施しますので通知します。ついては、必要書類を準備の上、出席してください。

記

1 調査対象委託業務

2 低価格入札者に対する調査（以下は対面調査の場合の例示。他の調査では適宜修正すること。）

- (1) 調査日時 令和 年 月 日（ ）〇時から
- (2) 集合（調査）場所 ○〇センター ○〇会議室
- (3) 提出資料等
 - 1. ○〇
 - 2. ○〇

3 出席者

今回の入札に係る業務内容を熟知し、入札金額決定の経緯について会社を代表して回答ができる方

4 留意事項

低入札価格調査に応じないとき、又は求められた資料を提出しないときは、契約締結の意思がないものとみなして失格とします。

担 当
電 話

低入札価格調査票

1 調査概要

業 務 名		所 属 名	
低価格入札者		入札年月日	令和 年 月 日
予 定 価 格		調査年月日	令和 年 月 日
調査基準価格		入 札 価 格	

2 調査結果

調 査 項 目	調査結果及び発注機関の長の意見
①入札金額の決定理由	
②入札金額見積内訳書の内容	
③配置予定技術者の具体的体制及びその経歴	
④現在の受託業務の状況及び配置予定の技術者の状況	
⑤過去に受注した類似業務の状況	
⑥再委託代金の支払状況	
⑦その他必要な事項	

- 1 発注機関の長は、低価格入札者からの事情聴取結果や関係機関等への照会結果を踏まえ、意見を記載すること。
- 2 ヒアリング結果等、低価格入札者等から提出させた資料を添付すること。

低 入 札 価 格 調 査 の 結 果

$\left[\begin{array}{c} \text{下記入札者を落札者} \\ \text{又 は} \\ \text{下記入札金額を適正} \end{array} \right]$
 と
 $\left\{ \begin{array}{l} 1. \text{ した} \\ 2. \text{ しなかった} \end{array} \right\} *$

発注機関名：

1. 委託業務の名称				
2. 履行箇所				
3. 予定価格（税抜き）	金		円	
4. 調査基準価格（税抜き）	金		円	
5. 失格基準価格（税抜き）	金		円	
6. 入札金額（税抜き）	金		円	
7. 入札年月日	令和	年	月	日
8. 入札者名				
9. 調査に対する所見				

* 該当するいずれかの番号に○印を付すこと。

様

発注機関の長

低入札価格調査結果通知書

令和 年 月 日に開札した、競争入札の下記の委託業務について、落札の決定を保留していましたが、貴社の入札価格によって当該契約の内容に適合した履行がなされるかどうかを調査した結果、貴社の入札価格では当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある、又は契約に付す条件を満たせないと認め、落札者としなことに決定しましたので通知します。

記

1 委託業務の名称

2 履行箇所

3 予定価格及び入札価格等

(1) 予定価格（税抜き）

円

(2) 調査基準価格（税抜き）

円

(3) 入札価格（税抜き）

円

これらの価格は、落札者決定後に公表している事項（ただし、予定価格は事後公表の対象となるものに限る。以下同じ。）

であるため、低入札失格者への通知は、低入札調査結果の審査により失格となった時点ではなく、落札者決定後に行う必要がある。

また、入札が不成立（不落）となった場合は、再入札（再度公告）の落札者決定後にこの予定価格及び調査基準価格を知らせることとし、記載しないで通知する。

4 契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めた理由

【例】

○低入札価格調査の結果、入札金額決定理由において明確な根拠が示せなかったため。

など

※ 実施要領第 9 条及び第 13 条 1 項ただし書に定める失格は通知を要さない。

様式（第 15 条関係）

令和 第 号
年 月 日

理事長 様

発注機関の長

低入札価格調査結果について（報告）

低入札価格調査の結果について、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|------------|------------------|
| 1 | 低入札価格調査の結果 | 様式（第 13 条関係）のとおり |
| 2 | 入札結果表 | 低入札価格調査票のとおり |
| 3 | その他必要な資料 | |

担 当
電 話